

介護事業所 I C T 導入支援事業実施要領

第1条 趣旨

この要領は、広島県地域医療介護総合確保基金を活用して実施する介護事業所 I C T 導入支援事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 目的

介護分野における生産性向上は、職場環境の改善や人材確保の観点から、重要な課題であり、I C T 化については、特に介護記録・情報共有・報酬請求等の業務の効率化につながるものである。

そのため、本事業において、介護事業所における I C T 導入を支援することにより、介護分野における I C T 化を抜本的に進めるものである。

第3条 事業内容

広島県内の介護事業者が I C T を導入する際にかかる経費の一部を補助する。
本事業の実施運営は、一般社団法人日本福祉用具供給協会中国支部広島県ブロックが広島県より補助金を受けて実施する。

(1) 対象事業所

介護保険法の指定を受け、広島県内に所在する介護サービス事業者

※広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会が実施する「魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま制度」の認証を受けている介護サービス事業者を優先する（申請中含む）。

(2) 要件等

この補助金を受けるための要件等は、次の各号に定めるとおりとする。

ア 記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む。）、請求業務を一気通貫（転記等の業務が発生しないこと）で行うことが可能となっている介護ソフトであること。また、複数の介護ソフトを連携させることや、既に導入済みである介護ソフトに新たに業務機能を追加すること等により一気通貫となる場合も対象とする。

イ 居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等（居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅サービス計画に基づきサービス提供をするものに限る。）の場合には、「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」に準じたものであること。なお、上記標準仕様は令和2年3月26日に改訂版が発出されているので留意すること。

ウ 既に介護ソフトによって一気通貫となっている場合は、新たにタブレット端末等を導入することのみも対象とする。ただし、タブレット端末等を導入する際にあつては、必ず介護ソフトをインストールのうえ、業務にのみ使用すること（補助目的以外の使用の防止及び私物と区別するため、業務用であることを明確に判別するための表示（シール等による貼付）を行うなど事業所において工夫すること）。また個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。なお、セキュリティ対策については、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5.1版」

(令和3年1月)を参考にすること。

- エ 導入する介護ソフトについて、日中のサポート体制を常設していることが確認できる製品であること(有償・無償を問わない)。また、研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。※既に導入済みである一貫通貫の介護ソフトをバージョンアップ若しくは別の介護ソフトに変更する場合も対象とする。
- オ タブレット端末等による音声入力機能の活用を検討すること。
- カ 本事業によりICTを導入した事業所においては、厚生労働省が構築するデータベース「科学的介護情報システム(Long-term care Information system For Evidence ; LIFE(ライフ)。以下「LIFE」という。))による情報収集に協力すること。
- キ 「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン改訂版」(厚生労働省老健局・令和2年3月発行)や「居宅サービス事業所におけるICT機器・ソフトウェア導入に関する手引き Ver.1.1」(厚生労働省老健局振興課・平成28年度)を参考に、ICTを活用した事業所内の業務改善に取り組むこと。

(3) 補助対象経費

ICT機器の購入、リース等に関する次に掲げる経費

記録業務、情報共有業務、請求業務を一貫通貫で行う機能を持つタブレット端末・スマートフォン等ハードウェア購入費及びソフトウェア使用料(標準仕様やLIFE対応のための改修経費も含む。ただし、開発の際の開発基盤のみは対象外)、ネットワーク機器の購入・設置費、事業所内で情報共有に使用するインカム機器購入費又は使用料、クラウドサービス利用料、保守・サポート費、導入設定費、導入研修費、セキュリティ対策費、その他「広島県ICT・介護ロボット導入支援事業申請案件選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)が適当と認めるもの

- ※1 上記経費は当該年度中に係る経費のみを対象とする。リース費用も対象とするが、対象となる期間は当該年度分に限る。
- ※2 介護事業所の業務効率化の観点から、本事業により導入したタブレットに、職員の出退勤を管理する既存のソフトウェア等をインストールし、記録業務・情報共有業務・請求業務に加えて補助的にバックオフィス業務で利用することや、テレビ会議システム等を用いて離れた場所にいる利用者家族等が利用者と面会を行う際に本事業で導入したタブレットを利用すること等は差し支えない。
- ※3 運用に必要なWi-FiルーターなどWi-Fi環境を整備するために必要な機器の購入・設置のための費用も対象とする。
- ※4 ただし、次に掲げる経費は補助の対象としない。
 - ア 交付決定前に購入、リース又はレンタル契約を締結したもの
 - イ 保険料、メンテナンス費用(介護ソフトのシステム保守料を除く。)
 - ウ 事業所に設置するパソコン及びプリンター
 - エ バックオフィス業務(人事、給与、ホームページ作成などの業務)が単体となっているソフトの導入に係る経費
 - オ 既に保有している機器等の廃棄にかかる経費
 - カ 機器の設置に係る建物の改修費

キ 通信費

ク その他本事業として適当と認められないと選定委員会が判断した経費

(4) 補助金の交付額等

この補助金の交付額は、補助対象経費の実支出額の合計に表の①欄に定める補助対象となる事業所の区分ごとに、②欄に定める補助率を乗じた額とイに定める補助上限額とを比較して、少ない方の額とする。

ア 補助率

①区分	②補助率
以下の要件のいずれかを満たす事業所 ・ LIFE にデータを提供している又は提供を予定していること ・ 事業所内・事業所間で居宅サービス計画書等のデータ連携を行っている又は行うことを予定していること	4分の3
上記以外の事業所	2分の1

イ 補助額

職員数に応じて補助上限額を設定

職員数 1人～10人 25万円

職員数 11人～20人 40万円

職員数 21人～30人 50万円

職員数 31人～ 65万円

ウ ICT導入計画との関係

一法人につき一計画とする（一計画につき、一回の補助とする。）。

※1 職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ICTの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入して差し支えない。また、常勤・非常勤の別は問わない。

(5) 交付の除外要件

交付の申請をしようとする事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の決定を行わないものとする。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっている団体

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員となっている団体

エ 次に掲げる暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する団体

(ア) 暴力団員が事業主又は役員に就任している団体

(イ) 暴力団員が実質的に運営している団体

(ウ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体

- (エ) 契約の相手が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体
- (オ) 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体
- (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体

(6) 申請採択の選定基準

募集期間内に受け付けた案件について、選定委員会にて審査し、採択可否、優先順位を決定する。(別紙 選定委員会設置要綱)

(7) 導入計画及び使用状況報告

ア ICTを導入する事業者は、介護従事者負担軽減のための「ICT導入計画」を作成する。(別紙 様式1)

当該計画の作成に当たっては、第3条(2)のキに示したガイドライン等を参考に、導入による業務フローの見直し、導入を進めるための実施体制、職員への研修計画や技術的な支援体制の整備についても検討を行い、必要に応じて、計画に盛り込むことが望ましい

導入初年度も、令和4年3月18日までに報告を必要とする。

イ 導入後3年間、介護サービス事業所におけるICTの毎年度の使用状況について、「介護事業所ICT使用状況報告書」を年1回提出する。(別紙 様式2)
報告は毎年度2月末日までに行わなければならない。

(8) 実績報告

次に掲げる補助対象経費の支払いに係るすべての書類の写しを添付するものとする。

- ア 請求書もしくは納品書
- イ 領収書

(9) 受付期間

令和3年5月24日～令和3年11月30日

(10) その他

経済産業省が実施している「IT導入補助金」による補助を受ける介護事業所の場合には、当該補助を受ける部分については本事業の補助対象とはならない。

また、「介護ロボット導入支援事業」の対象となるものについては、本事業の補助対象とはならない。

(11) 申請・問い合わせ先

一般社団法人日本福祉用具供給協会広島県ブロック事務局

〒731-0124 広島県広島市安佐南区大町東 1-18-44 (日本基準寝具(株)内)

TEL : (082) 877-1079 FAX : (082) 877-1323

E-mail : jimukyoku@fukushiyogu-hiroshima.jp

URL (申請書ダウンロード先) : <https://www.fukushiyogu-hiroshima.jp>